

平成十二年総理府・大蔵省・労働省令第八号

労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令
 中央省庁等改革関係法施行法(平成十一年法律第六十号)の一部の施行に伴い、並びに労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第九十一条第六号及び第九十四条第一項において準用する銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二十六条第二項の規定に基づき、労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令を次のように定める。
 (届出事項)

第一条 労働金庫法(以下「法」という。)第九十一条第六号に規定する内閣府令・財務省令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 破産手続開始の決定を受け、破産手続開始の決定に対して抗告をし、又は抗告に対して裁判所の決定を受けた場合
- 二 再生手続開始の申立てをし、再生計画認可の決定が確定し、又は再生計画がその効力を失った場合
- 三 更生手続開始の申立てをし、更生計画認可の決定が確定し、又は更生計画がその効力を失った場合

(自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令)
 第二条 法第九十四条第二項及び労働金庫法施行令(昭和五十七年政令第四十六号)第七条第一項において読み替えられた法第九十四条第一項において準用する銀行法(以下「銀行法」という。)第二十六条第二項に規定する内閣府令・財務省令・厚生労働省令で定める労働金庫又は労働金庫連合会(以下「金庫」という。)の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令・厚生労働省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。

自己資本の充実の状況に係る区分	単体自己資本比率 四パーセント以上	命令
非対象区分	単体自己資本比率 二パーセント以上	経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画(原則として資本の増強に係る措置を含むものとする。)の提出の求め及びその実行の命令
第一区分	単体自己資本比率 二パーセント以上四パーセント未満	経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画(原則として資本の増強に係る措置を含むものとする。)の提出の求め及びその実行の命令
第二区分	単体自己資本比率 一パーセント以上二パーセント未満	次の各号に掲げる自己資本の充実に資する措置に係る命令 一 資本の増強に係る合理的と認められる計画の提出及びその実行 二 配当又は役員賞与の禁止又はその額の抑制 三 総資産の圧縮又は増加の抑制 四 取引の通常の条件に照らして不利益を被るものと認められる条件による預金又は定期積金の受入れの禁止又は抑制
第三区分	単体自己資本比率 〇パーセント未満	業務の全部又は一部の停止の命令
第二区分の二	単体自己資本比率 〇パーセント以上一パーセント未満	自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は金庫の事業の一部の廃止等の措置のいずれかを選択した上当該選択に係る措置を実施することの命令
2	銀行法第二十六条第二項に規定する内閣府令・財務省令・厚生労働省令で定める金庫及びその子会社等(銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この条及び次条において同じ。)の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令・厚生労働省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。	命令
自己資本の充実の状況に係る区分	連結自己資本比率 四パーセント以上	命令
非対象区分	連結自己資本比率 二パーセント以上	命令
第一区分	連結自己資本比率 二パーセント以上四パーセント未満	命令
第二区分	連結自己資本比率 一パーセント以上二パーセント未満	命令

附 則 (平成二六年三月五日内閣府・財務省・厚生労働省令第一号)

この命令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成二六年三月六日)から施行する。

附 則 (令和二年四月三日内閣府・財務省・厚生労働省令第一号)

この命令は、情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(令和二年五月一日)から施行する。

附 則 (令和三年一月一〇日内閣府・財務省・厚生労働省令第一号)

この命令は、新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律の施行の日(令和三年十一月二十二日)から施行する。